

国の関与の廃止等について

- ・ 本資料は現時点でのものであり、今後検討を進める過程で、追加、変更等がありうる。

(1) 義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小	1
(2) 権限移譲・二重行政の解消・その他	17

(1)義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小 [国と都道府県との事例]

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内 容
1	福祉	老人福祉施設の設置・運営基準の緩和	都道府県 市町村	自治事務	老人福祉法等	老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例) ・特別養護老人ホーム等の耐火性能に係る規制の緩和(木造2階建)
2	福祉	3次救急(救命救急センター)の整備	都道府県	自治事務	医療法他	都道府県が担う3次救急(救命救急センター)の整備について、医師の偏在等地域の実情に応じた整備を都道府県が推進できるよう、国の承認を廃止すべき。
3	福祉	全国一律の基準病床数設定の廃止	都道府県	自治事務	医療法、医療法施行規則	全国一律の算定による設定は、都道府県が地域医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよう、廃止すべき。
4	福祉	保健所の設置基準の緩和	都道府県	自治事務	地域保健法、地域保健法施行令	人口30万人未満の市及び広域連合においても、保健・福祉の一元的な体制整備を進めることができるよう、保健所設置基準を緩和すべき。
5	福祉	保健所所長の医師資格要件	都道府県 保健所設置市	自治事務	地域保健法、地域保健法施行令	保健所長は、医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員が遂行可能であり、医師資格要件を廃止すべき。
6	福祉	都道府県立精神科病院の設置義務	都道府県	自治事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律他	精神科の診療は民間医療機関等による対応が可能な地域もあり、都道府県立精神科病院の設置義務は廃止すべき。
7	福祉	精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件	都道府県 政令市	自治事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律他	精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件が都道府県、政令市に限定されているため、体制が整っている市町村に移譲できるよう要件を緩和すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
8	福祉	対米、対EU及び対中国輸出水産食品製造施設の登録事務等の廃止	都道府県保健所設置市	—	対EU輸出水産食品の取扱いについて、対米輸出水産食品の取扱いについて、対中国輸出水産食品の取扱いについて	国からの通知により実質的に義務付けられている、対米、対EU及び対中国輸出水産食品製造施設の登録、同施設への立入及び監視指導、衛生証明書の発行事務について、法令の根拠が無く、国の行うべき事務であり、国が実施すべき。
9	環境	総量規制基準の設定(大気、水質、ダイオキシン類)	都道府県	法定受託事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
10	環境	環境基準の地域・類型の指定(水質、騒音)	都道府県	法定受託事務	環境基本法、水質汚濁法、騒音規制法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
11	環境	水質測定計画の策定	都道府県	法定受託事務	水質汚濁防止法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
12	環境	常時監視(大気、水質、ダイオキシン類、自動車騒音)	都道府県政令市等	法定受託事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
13	環境	総量削減計画の策定(大気、水質、ダイオキシン類)に係る国への協議・同意	都道府県	自治事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法	都道府県が策定する総量削減計画については、国の定める基本方針を踏まえた上で、地域の実情に応じて策定すべきものであるため、国への協議・同意は廃止すべき。
14	環境	国立公園等に関する業務	都道府県	法定受託事務・自治事務	自然公園法	国・地方を通じた行政の簡素化、国と地方の役割分担の観点から業務内容を整理することにより、地方支分部局の廃止に向け、組織体制を見直すべき。
15	産業	都道府県職業能力開発校の設置及び管理	都道府県	自治事務	職業能力開発促進法	都道府県職業能力開発校の管理運営の外部委託等ができるよう、国による設置及び管理に対する義務づけは廃止し、助言及び勧告等の関与は最小限にすべき。
16	産業	訓練手当に係る事務等	国 都道府県	自治事務	職業能力開発促進法	地域の実情に応じた職業能力開発機会の提供のため、職業能力開発施設での訓練や民間機関における委託訓練に関する訓練手当に係る事務等を都道府県に一元化すべき。
17	産業	農地転用の許可	都道府県	法定受託事務(2ha～4ha以下)	農地法	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用の場合、農林水産大臣への協議を廃止すべき。
18	産業	地産地消推進事業計画の策定	都道府県 市町村	自治事務	食料・農業・農村基本法	地産地消については、実践的な計画の全国一律的な策定、推進をすることとなっているが、地域が主体的に実施することが効果的であり全国一律的な推進はなじまないため、廃止すべき。
19	産業	農業普及指導員の任用資格設定権限	都道府県	自治事務	農業改良助長法	農業普及指導員については都道府県に職の設置を義務付ける必置規制があるが、都道府県の判断で普及事業を実施できるよう、農業普及指導員の任用資格設定権限を都道府県に移譲すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
20	産 業	都道府県協同農業普及 事業実施方針に係る協 議	都道府県	自治事務	農業改良助 長法	都道府県は農林水産大臣が定めた運営方針を基本に、都道府県実施方針を定めることになっているため、都道府県実施方針を定める際に必要となっている国との協議を廃止すべき。
21	産 業	有機農業の推進に関す る法律に基づく推進計画 の策定	都道府県	自治事務	有機農業の 推進に関す る法律	都道府県は、国の基本方針に即して推進計画を定めるよう努力することと規定されているが、策定する場合の内容等については地方の裁量に任せるべき。
22	産 業	農業振興地域整備基本 方針及び農業振興地域 整備基本計画策定に係 る協議	都道府県 市町村	自治事務	農業振興地 域の整備に 関する法律	都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣への協議・同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村が農業振興地域整備計画を定めるときの都道府県知事への協議・同意の義務付けを廃止すべき。
23	産 業	森林病虫害等防除実施 基準に係る協議	都道府県	自治事務	森林病虫害 等防除法	都道府県が策定する防除実施基準については、国の基準に則り策定しており、国との協議を廃止すべき。
24	産 業	森林病虫害等防除に係 る区域の指定及び変更 についての協議	都道府県	自治事務	森林病虫害 等防除法	手続きの迅速化のため、「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」の区域の指定及び変更についての国との協議は、被害が県域を越えるなど広域的に拡大する恐れのある場合に限定すべき。
25	産 業	国有保安林に係る協議	国	法定受託 事務	森林法	事務の簡素化のため、林野庁所管の保安林で林野庁自らが実施する皆伐を除く立木伐採及び木材搬出作業路の設置や補修等の土地の形質変更、その他の作業行為に係る都道府県への協議を廃止すべき。
26	産 業	地域森林計画の策定に 係る協議	都道府県	自治事務	森林法	都道府県が策定する「地域森林計画」に係る協議は、地域の実態に即した計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
27	産業	漁業権の免許	都道府県	自治事務	漁業法	漁業権の免許等は自治事務であり、都道府県知事の有する漁業権の免許に対する免許内容や変更等を指示できるなどの国の関与を廃止すべき。
28	産業	遊漁規則の認可	都道府県	自治事務	漁業法	遊漁規則の認可は自治事務であり、公示内容を省令でなく都道府県条例で定めるべき。
29	産業	遊漁船業務主任者養成講習	都道府県	自治事務	遊漁船業の適正化に関する法律	住民の要望に応える迅速な対応をするため、都道府県が実施する遊漁船業務主任者養成講習に係る農林水産大臣の認定を廃止すべき。
30	産業	国庫補助金等で整備した漁港施設の処分及び利活用	都道府県 市町村	自治事務	補助金等に 係る予算の 執行の適正 化に関する 法律	公共施設用地の有効利用を進めるため、国庫補助金等で整備した漁港施設の処分及び利活用について、一定期間後は、施設管理を地域の実情に即して行えるようにすべき。
31	産業	漁業協同組合連合会等の検査、認可、監督事務等	国 都道府県	自治事務	水産業協同 組合法	実情をより詳細に把握している都道府県で実施すべきであり、都道府県と同一の区域を所管する漁業協同組合連合会等の検査、認可、監督事務等を国から都道府県に移譲すべき。
32	産業	小規模企業者等設備導入資金貸付事業についての都道府県事業計画	都道府県	自治事務	小規模企業 者等設備導 入資金助成 法	地域の実態にあわせた運用ができるよう、小規模企業者等設備導入資金貸付事業についての都道府県事業計画への国基準の適用の義務づけを廃止し、国の定める基準は例示的・一般基準的なものとするべき。
33	産業	各自治体が行う企業誘致活動に対する国の関与	都道府県 市町村	自治事務	企業立地の 促進等によ る地域にお ける産業集 積の形成及 び活性化に 関する法律	H19年度から各自治体が行う企業誘致活動の結果に対して国が評価し、特別な支援を行うという新たな国の関与ができたが、廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
34	産業	外客来訪促進計画に対する同意	都道府県	自治事務	外国人観光 旅客の来訪 地域の整備 などの促進 による国際 観光の振興 に関する法 律	観光行政の実施主体である地域の自主性・主体性に任せるべきであり、外客来訪促進計画(都道府県単 独又は共同)に対する国の同意を廃止すべき。
35	産業	電源立地地域対策交付 金の市町村への交付	国	自治事務	発電所施設 周辺地域整 備法	電源立地地域対策交付金(水力発電周辺地域交付金相当部分)については、国から市町村へ直接交付 すべき。
36	まちづくり	道路構造令の縮小	都道府県 市町村	自治事務	道路構造 令、通知・ 通達	地域の実情に即した道路整備を行うため規制的な通知通達は廃止するとともに、技術的基準である道路 構造令は縮小すべき。
37	まちづくり	地域特性に応じた道路標 識の設置	都道府県 市町村	自治事務	道路標識、 区画線及び 道路標示に 関する命令	道路標識について、周辺環境に調和させるため、地域の特性に応じて柔軟に対応できるよう基準を緩和 すべき。(特区の全国展開)
38	まちづくり	都道府県道の認定、変 更、廃止の国土交通大臣 の協議の廃止	都道府県	自治事務	道路法 道路法施行 規則	自治事務であり自治体の役割と責任を明確にするため、都道府県道の認定、変更、廃止の国土交通大 臣の協議は廃止すべき。
39	まちづくり	道路事業における事業認 可	都道府県 市町村	自治事務	補助金に係 る予算の執 行の適正化 に関する法 律	技術的な基準は道路構造令により定められていることから、箇所ごとの事業認可は廃止すべき。
40	まちづくり	河川管理施設の新設等 に関する判断基準	都道府県	法定受託 事務	河川法 河川管理施 設等構造令 工作物設置 基準	河川管理施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
41	まちづくり	河川整備計画の認可・同意等	都道府県	法定受託事務	河川法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりの観点など、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、河川整備計画の国土交通大臣の認可・同意等は廃止すべき。
42	まちづくり	砂防施設等の整備・管理に関する判断基準	都道府県	法定受託事務	砂防法施行 規程、土石 流対策技術 指針、河川 砂防技術基 準等	砂防設備等の整備、管理に関する技術的基準は縮小すべき。
43	まちづくり	砂防全体計画書の認可等	都道府県	法定受託事務	地すべり防 止法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、砂防全体計画書の国土交通大臣の認可や地すべり防止工事基本計画書の提出は廃止すべき。
44	まちづくり	海岸保全施設の新設等に関する判断基準	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸保全施 設の技術上 の基準を定 める省令等	海岸保全施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。
45	まちづくり	海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。
46	まちづくり	特定重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の同意の廃止	都道府県 市町村	自治事務	港湾法	港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。
47	まちづくり	公有水面埋立地の認可等の廃止	都道府県 市町村	法定受託事務	公有水面埋 立法、同法 施行令、港 湾法	港湾管理者が背後の都市計画との整合性など地域の実情に応じた港湾行政を行うため、海域管理(公有水面埋立)に関する認可や協議などは廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮・撤廃をすべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
48	まちづくり	空港の設置、変更等に係る協議	都道府県 市町村	自治事務	空港整備法	第二種空港(地方管理)、第三種空港の設置、変更又は航空保安施設の工事施行に係る国土交通大臣への協議は、あらかじめ空港設置、変更に係る国土交通大臣の認可を受けていることから、これを廃止すべき。
49	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	都道府県	自治事務	都市計画法	地域における主体的なまちづくりを行うため、協議同意を必要とする「国の利害に重大な関係がある都市計画」を具体的に明記し、協議同意を必要としない範囲を拡大すべき。
50	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	都道府県 市町村	自治事務	都市計画法、下水道法	既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべき。
51	まちづくり	公営住宅の整備に関する基準設定の廃止	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅等整備基準	住宅の規模等について、地域の特性を踏まえた住宅の整備ができるよう公営住宅の整備に関する基準設定については廃止すべき。
52	まちづくり	公営住宅の処分	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅法	公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。
53	まちづくり	住生活基本法に基づく住生活基本計画の策定	都道府県	自治事務	住生活基本法	都道府県は、住生活基本計画の策定にあたり、公営住宅の供給目標量について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないと規定されているが、地方の裁量に任せるべき。
54	教育	特別支援教育における裁量権の拡大	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法等	特別支援教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、障害の重度化・重複化が進んでいる現状や都市部と山間部等で必要な援助の内容等が相違していることを踏まえ、地方の裁量を拡大すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
55	教育	高等学校教育における学習指導要領の大綱化及び弾力化	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法、学習指導要領等	高等学校教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、国の定める学習指導要領の大綱化・弾力化により、必修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化などを行い、学校の裁量権を拡大すべき。
56	教育	公立大学の設置者変更に伴う事務手続きの簡素化	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法、教育職員免許法等	公立大学の設置者変更(地方公共団体から地方独立行政法人へ)に伴い発生する、教員免許課程の再認定申請を廃止し、国立大学の場合と同様の承継措置を講ずべき。
57	災害その他	地域の実情に合致した迅速な災害対策・災害復旧	都道府県 市町村	自治事務	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等	<p>今後も国は総合的、財政的な観点から支援すべき。ただし、地域特性や被災者ニーズに合致した迅速な対応の阻害要因となる部分の国の法令、補助金交付要綱等による基準や手続(※)は合理化などにより縮小すべき。例えば、緊急性などの必要がより高いものについては、ODA制度も参考に、被害総額に応じて国が資金を一括して暫定給付することで基準や手続を廃止・縮小する等地方の裁量で執行可能な制度の検討をすべき。</p> <p>(※)基準や手続きの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設について、40万円未満の箇所は対象外 ・復旧は原則原状回復に限定 ・被災者生活再建支援について、住宅本体への建築費、補修費が支給対象外 ・被災者生活再建支援の年齢・年収による支給要件 ・農林水産業共同利用施設について、対象施設が限定 ・被害報告、復旧計画等の申請期限 ・復旧計画変更(工法・工期)時に係る国との協議 ・災害査定手続(国の定めた査定基準に沿った国の査定官による現地査定) ・災害発生から原則3年間のみ予算措置
58	災害その他	地域防災計画	都道府県 市町村	自治事務	災害対策基本法	地域防災計画策定に係る国との協議は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止した上で、報告又は届出とし、必要に応じて助言する仕組みとすべき。
59	災害その他	土地利用基本計画	都道府県 市町村	自治事務	国土利用計画法	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議・同意及び国の地方支分部局との事前調整は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
60	災害その他	特定地域振興	都道府県 市町村	自治事務	過疎地域自立 促進特別措置 法、山村振興 法、離島振興 法、豪雪地帯 対策特別措置 法	地域計画は地域が自主的・主体的に策定すべきであるため、原則として市町村が地域計画を策定するとともに、市町村が地域計画等の策定、変更等を行うにあたり、同意を要する協議は都道府県が行うこととすべき。
61	災害その他	国庫補助金等による施設 の用途変更等に対する 規制等	都道府県 市町村	自治事務	補助金等に 係る予算の 執行の適正 化に関する 法律等	国庫補助金等を受けて整備した施設の転用については、各省庁毎に処分制限期間や取扱いが異なるとともに、補助金返還義務が生じたり施設の改築を強いられ、地方の事務や負担が過大であるため、より地方の実態に合った効率的な施設の活用が可能になるよう改善すべき。
62	災害その他	公の施設の管理	都道府県 市町村	自治事務	地方独立行 政法人法、 地方独立行 政法人法施 行令	公の施設の管理については、現在、自治体直営や指定管理者制度等により行われているが、より一層の円滑で効率的な管理を推進するために地方独立行政法人制度も活用できるよう、博物館などの公の施設について、広く対象範囲に加えるべき。

(1)義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小 [国と市町村との事例]

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
1	福祉	老人福祉施設の設置・運営基準の緩和	都道府県 市町村	自治事務	老人福祉法等	老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例) ・特別養護老人ホーム等の耐火性能に係る規制の緩和(木造2階建)
2	福祉	介護保険制度における義務付け、枠付け等の縮小	市町村	自治事務	介護保険法、老人福祉法等	介護保険事業者の指定基準等について、地域が主体的に判断してサービスを提供することが必要であり、義務付け・枠付けは縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例) ・グループホームの指定における研修の受講要件 ・訪問リハビリテーション等における指定基準 ・介護予防支援業務における指定居宅介護支援事業者への委託件数の制限
3	福祉	児童館の設備や運営に係る基準設定の廃止・縮小	市町村	自治事務	児童福祉施設最低基準	児童館の設備や運営に係る基準については、実施主体である市町村において、児童数等の地域の様々な実情に応じた運営ができるよう、要件を緩和すべき。 (緩和すべき要件の例) ・設備基準の緩和(集会室と遊戯室は設置が義務付けられているが、必ずしも両方必要ではない等)
4	福祉	ファミリーサポートセンターの送迎に関する運用改善	市町村	自治事務	道路運送法、平成16年3月16日付け国自旅第240号「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」	ファミリーサポートセンターの相互援助活動において、サービス提供会員が、自家用車で有償の送迎サービスができるよう、規制を緩和すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
5	福祉	施設設置・運営に関する 基準設定の移譲	市町村	自治事務	児童福祉法 等	保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、保育所設備や職員配置などの基準設定を市町村に移譲すべき。 (地域間で異なる設置・運営環境の例) ・都市部：施設用地の確保が困難等 ・過疎部：保育士の確保が困難等 (移譲すべき基準設定の例) ・乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準 ・保育士の配置基準
6	福祉	公立保育所における給食 の外部搬入方式の容認	市町村	自治事務	児童福祉施 設最低基準	保育児童の発育・発達過程に応じたよりよい給食の提供が可能となるよう、公立保育所における給食の外部搬入を行うことができるようにすべき。
7	福祉	精神医療審査会及び精 神保健福祉センターの設 置要件	都道府県 政令市	自治事務	精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する法律他	精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件が都道府県、政令市に限定されているため、体制が整っている市町村に移譲できるよう要件を緩和すべき。
8	環境	常時監視(大気、水質、 ダイオキシン類、自動車 騒音)	都道府県 政令市等	法定受託 事務	大気汚染防 止法、水質 汚濁防止 法、ダイオ キシン類対 策特別措置 法、騒音規 制法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
9	産業	国庫補助金等で整備した 漁港施設の処分及び利 活用	都道府県 市町村	自治事務	補助金等に 係る予算の 執行の適正 化に関する 法律	公共施設用地の有効利用を進めるため、国庫補助金等で整備した漁港施設の処分及び利活用について、一定期間後は、施設管理を地域の実情に即して行えるようにすべき。
10	産業	漁港区域内の里道・水路 等の処分	国 市町村	—	漁港漁場整 備法	迅速かつ円滑な事務処理のため、漁港施設等より内陸部に位置する里道・水路・公共空地は原則市町村の所有とすべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
11	産業	中心市街地活性化計画に係る認定	国 都道府県 市町村	自治事務	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地の活性化は地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画の国による認定は廃止すべき。
12	産業	各自治体が行う企業誘致活動に対する国の関与	都道府県 市町村	自治事務	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	H19年度から各自治体が行う企業誘致活動の結果に対して国が評価し、特別な支援を行うという新たな国の関与ができたが、廃止すべき。
13	まちづくり	道路構造令の縮小	都道府県 市町村	自治事務	道路構造令、通知・通達	地域の実情に即した道路整備を行うため規制的な通知通達は廃止するとともに、技術的基準である道路構造令は縮小すべき。
14	まちづくり	地域特性に応じた道路標識の設置	都道府県 市町村	自治事務	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	道路標識について、周辺環境に調和させるため、地域の特性に応じて柔軟に対応できるよう基準を緩和すべき。(特区の全国展開)
15	まちづくり	道路事業における事業認可	都道府県 市町村	自治事務	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律	技術的な基準は道路構造令により定められていることから、箇所ごとの事業認可は廃止すべき。
16	まちづくり	海岸保全施設の新設等に関する判断基準	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸保全施設の技術上の基準を定める省令等	海岸保全施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。
17	まちづくり	海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
18	まちづくり	特定重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の同意の廃止	都道府県 市町村	自治事務	港湾法	港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。
19	まちづくり	公有水面埋立地の認可等の廃止	都道府県 市町村	法定受託 事務	公有水面埋 立法、同法 施行令、港 湾法	港湾管理者が背後の都市計画との整合性など地域の実情に応じた港湾行政を行うため、海域管理（公有水面埋立）に関する認可や協議などは廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮・撤廃をすべき。
20	まちづくり	空港の設置、変更等に係る協議	都道府県 市町村	自治事務	空港整備法	第二種空港（地方管理）、第三種空港の設置、変更又は航空保安施設の工事施行に係る国土交通大臣への協議は、あらかじめ空港設置、変更に係る国土交通大臣の認可を受けていることから、これを廃止すべき。
21	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	都道府県 市町村	自治事務	都市計画 法、下水道 法	既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべき。
22	まちづくり	公営住宅の整備に関する基準設定の廃止	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅等 整備基準	住宅の規模等について、地域の特性を踏まえた住宅の整備ができるよう公営住宅の整備に関する基準設定については廃止すべき。
23	まちづくり	公営住宅の処分	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅法	公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。
24	教育	特別支援教育における裁量権の拡大	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法 等	特別支援教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、障害の重度化・重複化が進んでいる現状や都市部と山間部等で必要な援助の内容等が相違していることを踏まえ、地方の裁量を拡大すべき。
25	教育	高等学校教育における学習指導要領の大綱化及び弾力化	都道府県 市町村	自治事務	学校教育 法、学習指 導要領等	高等学校教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、国の定める学習指導要領の大綱化・弾力化により、必修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化などを行い、学校の裁量権を拡大すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
26	教育	公立大学の設置者変更に伴う事務手続きの簡素化	都道府県市町村	自治事務	学校教育法、教育職員免許法等	公立大学の設置者変更(地方公共団体から地方独立行政法人へ)に伴い発生する、教員免許課程の再認定申請を廃止し、国立大学の場合と同様の承継措置を講ずべき。
27	災害その他	地域の実情に合致した迅速な災害対策・災害復旧	都道府県市町村	自治事務	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等	<p>今後も国は総合的、財政的な観点から支援すべき。ただし、地域特性や被災者ニーズに合致した迅速な対応の阻害要因となる部分の国の法令、補助金交付要綱等による基準や手続(※)は合理化などにより縮小すべき。例えば、緊急性などの必要がより高いものについては、ODA制度も参考に、被害総額に応じて国が資金を一括して暫定給付することで基準や手続を廃止・縮小する等地方の裁量で執行可能な制度の検討をすべき。</p> <p>(※)基準や手続きの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設について、40万円未満の箇所は対象外 ・復旧は原則原状回復に限定 ・被災者生活再建支援について、住宅本体への建築費、補修費が支給対象外 ・被災者生活再建支援の年齢・年収による支給要件 ・農林水産業共同利用施設について、対象施設が限定 ・被害報告、復旧計画等の申請期限 ・復旧計画変更(工法・工期)時に係る国との協議 ・災害査定手続(国の定めた査定基準に沿った国の査定官による現地査定) ・災害発生から原則3年間のみ予算措置
28	災害その他	特定地域振興	都道府県市町村	自治事務	過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法	地域計画は地域が自主的・主体的に策定すべきであるため、原則として市町村が地域計画を策定するとともに、市町村が地域計画等の策定、変更等を行うにあたり、同意を要する協議は都道府県が行うこととすべき。
29	災害その他	国庫補助金等による施設の用途変更等に対する規制等	都道府県市町村	自治事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等	国庫補助金等を受けて整備した施設の転用については、各省庁毎に処分制限期間や取扱いが異なるとともに、補助金返還義務が生じたり施設の改築を強いられ、地方の事務や負担が過大であるため、より地方の実態に合った効率的な施設の活用が可能になるよう改善すべき。
30	災害その他	公の施設の管理	都道府県市町村	自治事務	地方独立行政法人法、地方独立行政法人法施行令	公の施設の管理については、現在、自治体直営や指定管理者制度等により行われているが、より一層の円滑で効率的な管理を推進するために地方独立行政法人制度も活用できるよう、博物館などの公の施設について、広く対象範囲に加えるべき。

(1)義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小 [都道府県と市町村との事例]

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内 容
1	産 業	農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定に係る協議	都道府県 市町村	自治事務	農業振興地域の整備に関する法律	都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣への協議・同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村が農業振興地域整備計画を定めるときの都道府県知事への協議・同意の義務付けを廃止すべき。
2	災害その他	特定地域振興	都道府県 市町村	自治事務	過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法	地域計画は地域が自主的・主体的に策定すべきであるため、原則として市町村が地域計画を策定するとともに、市町村が地域計画等の策定、変更等を行うにあたり、同意を要する協議は都道府県が行うこととすべき。

(2) 権限移譲・二重行政の解消・その他

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
1	福祉	老人福祉施設等に関する設置認可、指導権限	都道府県	自治事務	老人福祉法等	老人福祉施設等に関する設置認可・指導権限について、都道府県から市町村に移譲すべき。
2	福祉	介護保険における保険者指導	国 都道府県	自治事務	介護保険法、地方自治法	市町村に対する保険者指導は、都道府県において実施しているため、国による指導は廃止すべき。
3	福祉	身体障害者相談員・知的障害者相談員委嘱事務の移譲	都道府県	自治事務	障害者自立支援法等	市町村において相談事業を行っていることから、身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱についても、市町村に移譲すべき。
4	福祉	障害者自立支援法関係事務の移譲	都道府県	自治事務	障害者自立支援法等	自立支援医療の申請、認定、受給者証交付事務や、身体障害者手帳交付事務などは、市町村に移譲すべき。
5	福祉	生活保護制度	国、都道府県、市、福祉事務所設置町村	法定受託事務・自治事務	生活保護法	生活保護制度については、現行の枠組みを堅持すべき。 なお、生活保護制度は、昭和25年の法律制定以来抜本的な見直しが行われておらず、その制度疲労は限界に達していることから、社会経済環境の変化に対応し、制度を抜本的に見直すべき。 ○高齢者のための新たな生活保障の仕組みを創設すること ○就労自立を促進するための体制強化とその実効性を担保するための有期保護制度を検討すること ○ボーダーライン層に対する支援策を講じること
6	福祉	診療報酬制度	国	—	健康保険法、国民健康保険法	制度設計にあたっては、地域によって医療の実態に差があるため、地方の意見が反映されるような実質的な仕組みとすべき。
7	福祉	医療保険制度の一本化及び国における一元的な運営	市町村	自治事務	国民健康保険法	国民皆保険制度を安定的に運営し、人口構造の差による保険料の地域格差を一定範囲内にとどめるため、公的医療保険はすべて一本化したうえで、国が保険者として運営すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
8	福祉	医師確保対策	国 都道府県	自治事務	医療法	医療供給体制は、地域間での格差が広がっており、臨床研修制度などの医師確保対策に地方の意見を反映させるべき。
9	福祉	保健師、助産師、看護師養成所の指定権限	国	—	保健師助産師看護師法、保健師助産師看護師法施行令	本来、看護師等の養成及び確保対策は地方が担うべきことであるから、保健師、助産師、看護師養成所の指定権限について、国から都道府県へ移譲すべき。
10	福祉	水道事業認可・指導監督権限の都道府県への移譲	国	—	水道法	国が行っている給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督事務については、事務効率化の観点から、現行の人口要件を見直し、都道府県へ移譲すべき。 (理由) ・立入検査や不備に対する指導の効率的実施が可能 ・水道事業者間や他の水利行政との調整は都道府県で可能
11	環境	大気、水質、ダイオキシン類の監視・規制事務及び自動車騒音の監視事務	都道府県 政令市等	法定受託 事務・自 治事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法	大気、水質、ダイオキシン類の監視・規制事務及び自動車騒音の監視事務については、地域の状況に精通した市町村が実施するのが望ましく、すべての市町村に対し、実施体制の整備状況を見ながら移譲を進めるべき。
12	環境	騒音、振動、悪臭の規制に係る地域指定・基準設定	都道府県 政令市等	自治事務	環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法	騒音、振動、悪臭の規制に係る地域指定・基準設定については、地域の状況に精通した市町村が実施するのが望ましく、すべての市町村に対し、実施体制の整備状況を見ながら移譲を進めるべき。
13	環境	産業廃棄物対策に係る制度構築	都道府県	法定受託 事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	国による産業廃棄物の流通や処理状況の実態をきめ細かく把握するシステムの確立と広域移動を踏まえて地域に応じた対応が可能となる制度を構築すべき。 処分場等の設置許可について地方の裁量が認められる仕組みを構築すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内 容
14	産 業	訓練手当に係る事務等	国 都道府県	自治事務	職業能力開 発促進法	地域の実情に応じた職業能力開発機会の提供のため、職業能力開発施設での訓練や民間機関における委託訓練に関する訓練手当に係る事務等を都道府県に一元化すべき。
15	産 業	短期職業訓練	国 都道府県	自治事務	職業能力開 発促進法	国と都道府県で短期職業訓練で二重行政が生じており、国の職業能力開発促進センターで実施する短期訓練を廃止すべき。
16	産 業	農地転用の許可	国	—	農地法	地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、国の地方支分部局である地方農政局が行っている4ヘクタールを超える農地転用の許可権限を都道府県に移譲すべき。
17	産 業	中小企業に対する直接 支援策	国 都道府県 市町村	自治事務 (一部法 定受託事 務)	中小企業基 本法等	<p>中小企業に対する直接支援策の実施については、地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、中小企業に対する直接支援策の実施については、都道府県が中心となって担い、商店街の活性化支援については基本的に市町村が担うべき。</p> <p>(移譲すべき国の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりの振興支援のうち、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき中小企業者等が作成した研究 開発計画に対する経済産業大臣の認定 ・地域産業の活性化支援のうち、伝統的工芸品産業の各種計画の認定 ・経営革新・創業の促進のうち、新連携計画の認定 <p>(廃止すべき二重行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援体制の構築・整備のうち、商工会議所の監督指導 ・経営基盤の強化、経営革新・創業の促進に係る中小企業に対する経営支援 ・地域産業活性化に係る法律に基づく各種計画の作成及び国の承認、国が財団法人伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う体験・交流事業等 ・ものづくりの振興支援に係る法律に基づく計画作成及び国の承認
18	産 業	ベンチャー企業の支援に おける二重行政	国 都道府県	自治事務	中小企業の 新たな事業 活動の促進 に関する法 律	<p>ベンチャー企業の支援については地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、国はベンチャーの事業活動を支えるための社会システムを構築し、個別企業への経営相談等支援策の実施は地方が担うべき。</p> <p>中小企業・ベンチャー総合支援センターを廃止するとともに、中小企業基盤整備機構が行っているベンチャー向け事業を整理・廃止すべき。</p>
19	産 業	産業技術力強化法に基 づくベンチャー企業の支 援	国 都道府県	自治事務	産業技術力 強化法	産業技術力強化法に関し、経済産業局のセミナーや就職フェアの開催等、企業に対する直接支援は廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
20	産業	コンテンツ産業における 二重行政	国 都道府県	自治事務	中小企業支 援法等	国は海賊版対策の強化や全国的な規模や視点に立って行うマクロな産業政策に特化すべき。ゲーム産業のように地域に集中している産業の振興は、都道府県に任せるべき。
21	産業	工場立地法の弾力的運用	都道府県	自治事務	工場立地法	現在都道府県に権限がある工場立地法に基づく緑地面積等の規制に関する準則の設定は、市町村に権限移譲すべき。
22	産業	国際経済交流事業における 二重行政	国 都道府県	自治事務	—	複数都道府県が連携して行う海外ミッションの派遣、地域間経済交流団体の組織化は二重行政であり、国の事務事業を廃止すべき。また、ジェトロ貿易情報センターの相談・情報提供業務については、相談者の視点から都道府県に窓口を一本化するなど都道府県との業務の在り方について引き続き検討していく必要がある。
23	産業	地域を対象とした観光行政	国 都道府県 市町村	自治事務	観光立国推 進基本法等	観光行政の実施主体である地域の自主性・主体性に任せるべきであり、市町村単位や地域を対象とした観光地域振興及び国際観光振興事業等に係る国の施策は廃止すべき。
24	産業	簡易ガス事業者に対する 監督・指導	国 都道府県	自治事務	ガス事業法	ガス事業法に基づく、拠点ごとの供給戸数70戸以上の簡易ガス事業者は、国が監督・指導している。一方、供給戸数70戸未満の液化石油ガス法に基づく販売業者は、都道府県が監督・指導している。これらの業者は、事実上同一であり、監督・指導の権限を都道府県に移譲すべき。
25	産業	法人登記事務	国	—	法人登記規 則等	住民の利便性向上のため、市町村の窓口で法人登記事務(証明書の交付等)ができるようにすべき。
26	産業	定期種畜検査等	国 都道府県	自治事務	家畜改良増 殖法等	独立行政法人家畜改良センターが行う定期種畜検査、国が行う種畜証明書の交付については、二重行政になっており、都道府県に権限を移譲すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
27	まちづくり	道路事業(都道府県道)	都道府県	自治事務	道路法、道路整備特別措置法	同一市町村内で完結する都道府県道については市町村合併により、新市町の中の連携強化が必要不可欠であることから、市町村のまちづくりと一体となって事業を進めるため、可能な範囲で市町村に移譲すべき。
28	まちづくり	急傾斜地崩壊対策事業等	都道府県	自治事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	自治事務である急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害警戒区域等の調査・指定・管理については、基本的に市町村に移譲すべき。
29	まちづくり	港湾の管理	都道府県 市町村	自治事務	港湾法	港湾管理について、拠点性が高く港湾区域が広域にわたる港湾等で市町村による管理が困難なものを除き、市町村がまちづくりの観点で総合的に管理を行うため、市町村に権限移譲すべき。
30	まちづくり	都市計画手続き	都道府県	自治事務	都市計画法	広域的影響が小さく、同一市町村で完結する都市計画事業に関する事務(道路、公園等に係る事業認可、事業実施等)については都道府県から市町村に移譲すべき。
31	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	国 都道府県 市町村	自治事務	都市計画法	地域における主体的なまちづくりを行うため、区域マスタープランの決定等に係る関係大臣への協議、意見聴取に係る事務は都道府県及び市町村に移譲し、都道府県及び市町村において協議手続きが完結するようにすべき。
32	まちづくり	公営住宅	都道府県	自治事務	公営住宅法	公営住宅等の整備は、都道府県の役割を市町村に移譲したうえで、地域の特性を踏まえ、地域のニーズに応じた施策を市町村が主体的に実施すべき。
33	まちづくり	指定確認検査機関の指定	国 都道府県	自治事務	建築基準法	国は特定行政庁に対する勧告・助言や指定認証機関、指定承認機関等の指定などを行うこととし、2以上の都道府県を業務区域としている指定確認検査機関の指定については都道府県に移譲すべき。
34	まちづくり	建築基準法に関する許可等の権限	都道府県 市町村	自治事務	建築基準法	建築基準法に関する許可、認定、承認、確認等の権限は都道府県から市町村に移譲すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
35	教育	市町村立学校県費負担 教職員に係る人事権等 の移譲	都道府県	自治事務	地方教育行 政法等	市町村立学校県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数及び学級編制に関する権限等については、都道府県から市町村に移譲すべき。その際、人事権と給与負担は一体とすべきである。また、市町村への権限移譲に当たっては、市町村ごとの態様の違いを考慮し、広域人事の仕組みを整備するなどの条件整備が必須の課題である。
36	教育	市町村立幼稚園の設置 及び廃止	都道府県	自治事務	学校教育法	市町村立幼稚園の設置・廃止に関する権限は、設置主体の市町村に移譲し、認可制から届出制とすべき。
37	災害その他	離島航路の運航維持対 策	都道府県 市町村	自治事務	離島航路整 備法、離島 航路補助金 交付要綱	国は全国一律の補助単価による補助金算定方法を見直し、地域の実情に応じ適正に費用負担すべき。
38	災害その他	国庫委託費に係る事務 等の執行経費	都道府県 市町村	法定受託 事務	統計法、統 計法施行 令、地方自 治法、会計 法等	国は、統計調査等の国庫委託費に係る事務の執行経費を全額負担すべき。